4. 入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲（範囲を定める場合）

入居を受け入れることとする主な住宅確保要配慮者	□ 低額所得者 □ 被災者（災害から3年以内） □ 高齢者 □ 障害者 □ 子どもを養育している者 □ 外国人 □ 中国残留邦人等 □ 児童虐待を受けた者 □ DV被害者 □ ハンセン病療養所入所者等 □ 帰国被害者等 □ 犯罪被害者等 □ 保護観察対象者等 □ 刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等 □ 困難な問題を抱える女性 □ 生活困窮者 □ 国土交通大臣が指定する災害の被災者 □ その他都道府県又は市区町村の供給促進計画において定められた者	詳細がある場合は以下に具体的に記入

5. 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅である旨

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の戸数	戸	住戸番号（共同住宅の場合）	

6. 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項

家賃の概算額※	（最低）	約	円	詳細は別添3のとおり（共同居住型賃貸住宅の場合は別添4）
	（最高）	約	円	
共益費の概算額※	（最低）	約	円	
	（最高）	約	円	
敷金の概算額※	（最低）	約	円	
	（最高）	約	円	

※登録申請対象戸数が1戸の場合には、それぞれの概算額は「（最低）」の欄に記載すること。

7. 入居に関する問合せ先

商号、名称又は氏名	
連絡先※	

※「連絡先」欄には連絡のとれる電話番号を記載すること。